

令和3年
冬号

サポートセンターだより

神戸中央
少年サポートセンター

神戸市中央区楠町4-2-3
TEL 078-341-5988

年末年始の少年非行防止

子どもたちにとってクリスマス、お正月などの楽しいイベントが盛りだくさんの季節がやって来ました。冬休みは自由な時間が増えることから生活のリズムが乱れやすく、飲酒・喫煙・深夜徘徊などの不良行為や万引き・火遊びなどの非行、その他問題行動を起こしたり、犯罪の被害に遭ったりするおそれがあります。



飲酒・喫煙



成長期の飲酒や喫煙は体に大きな悪影響を及ぼすおそれがあります。
20歳になるまでは、絶対に飲酒や喫煙をしないでください！

深夜徘徊



深夜徘徊とは、正当な理由なく午後11時から午前5時までの時間帯に18歳未満の者が徘徊する行為のことです。誘拐などの犯罪に巻き込まれるおそれがきわめて高い危険な行為です。

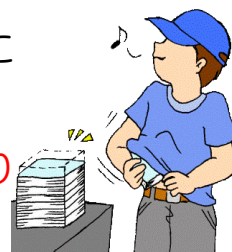
火遊び



火遊びは、とても危険です。周りの枯れ葉や木などに燃え移り火事になったり、やけどなどの大けがをしたり、自分だけではなく周りの人を危険に巻き込んでしまいます。理由があって火を使うときは、必ず大人と一緒に使しましょう。

万引き

万引きは犯罪（窃盗罪）です！
見つかってから品物を返し、代金を払っても盗んだことになり変わりありません。
万引きの見張りをしたり、万引きした品物をもらったりする行為も犯罪です。



たのしい有意義な冬休みを過ごすために

◎家庭内でしっかりと話し合い、ルールを作りましょう！

◎飲酒・喫煙などに誘われてもキッパリ断りましょう！

◎困った時は一人で悩まず、周りの大人に相談しましょう！



